

## 《健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料の設定について》

### 平成 21 年 9 月(10 月納付分)からの健康保険料と厚生年金保険料について

#### ☆平成 21 年 9 月分（10 月納付分）からの健康保険料について

健康保険（政府管掌健康保険）は、社会保険庁の運営から平成 20 年 10 月 1 日に全国健康保険協会（協会けんぽ）の運営に変わりました。

協会けんぽの健康保険の保険料は、現在全国一律の保険料率（8.2%）ですが、平成 21 年 9 月までに都道府県毎の保険料率に移行しました。

都道府県毎の保険料率は、9 月分の保険料（一般の被保険者については 10 月納付分）からとなります。

都道府県毎の保険料率は下記のサイトでご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,12390,131.html>

または

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,120.html>

全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトから、お住まいの都道府県ごとの健康保険の保険料率を確認してください。

この例では東京都の計算をしています。  
お手数ですが全額から折半額の計算をお願いいたします。

健康保険料	介護保険なし	全額	8.18%	折半額	4.09%
健康保険料	介護保険あり	全額	9.37%	折半額	4.685%

#### ☆平成 21 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成 21 年 9 月分（同年 10 月納付分）から、0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げられました。

改定された厚生年金保険の保険料率は「平成 21 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 22 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

厚生年金保険料については全国一律の保険料率になります。

厚生年金保険料	一般	全額	15.704%	折半額	7.852%
---------	----	----	---------	-----	--------

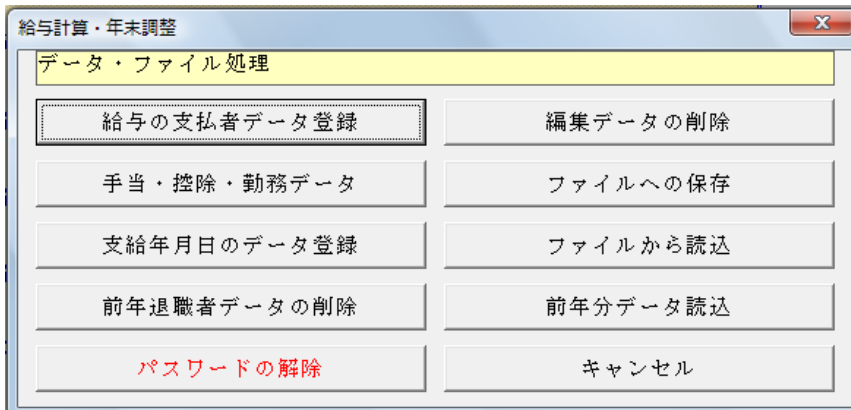
「平成 21 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料の保険料額表」は下記のサイトでご確認ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/iryo/iryo22.htm>

## ☆システムの修正手順☆

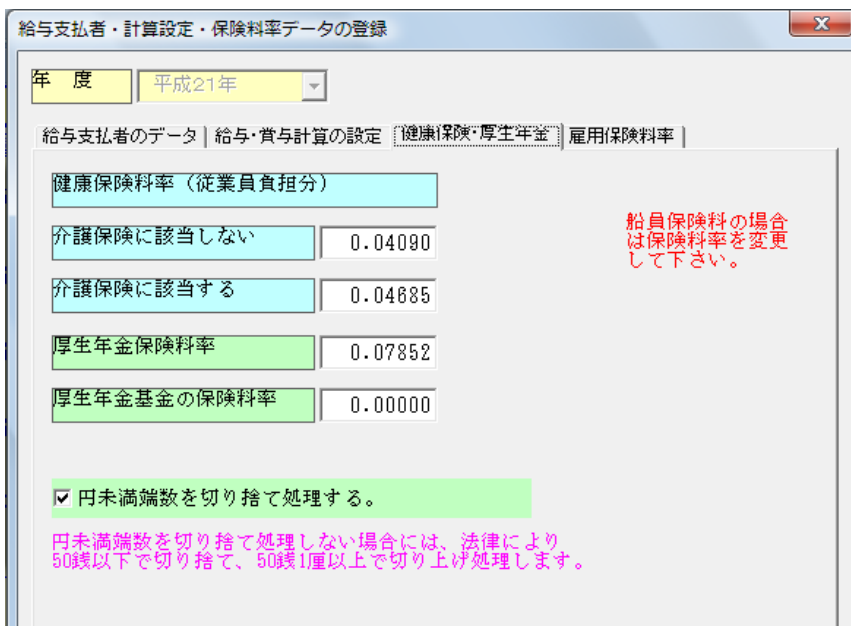
お手数ですが、以下の手順で給与に適用する割合を変更して下さい。

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率を「0.04090」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率を「0.04685」に変更して下さい。
- 5 「厚生年金保険料率」の保険料率を「0.07852」に変更して下さい。

※ 健康保険は東京都の変更例ですのでご注意ください。



6 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。

7 従前の健康保険の標準報酬月額を千円単位で入力します。  
「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の保険料を変更します。

被保険者報酬月額算定基礎届		適用年月	9	健康保険と厚生年金の計算をします。
金銭(通貨)の額	現物の額	合計		計算実行
4月	394,000	0	394,000	
5月	394,000	0	394,000	
6月	394,000	0	394,000	
総計		1,182,000		40歳から64歳までで介護保険適用有
平均額		394,000		
修正平均額		0		年齢70歳以上で厚生年金が不要
遡及支払額		0		
遡及支払額		0		昇降給月 4
標準報酬月額		個人負担分		
従前の健康保険	380 千円	15,542		
従前の厚生年金	380	29,837		
決定後の健康保険	380 千円	15,542		決定額10月の健康保険と厚生年金保険より適用されます。9月から適用する場合は給与明細書に直接入力して下さい。
決定後の厚生年金	380	29,837		

### <ご注意>

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料と厚生年金保険料を変更した場合には、「全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の方の保険料額」平成21年9月分(10月納付分)「平成21年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料の保険料額表」で確認して下さい。

■ 全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率について

平成21年9月分（10月納付分）からの健康保険料と厚生年金保険料については、都道府県毎の保険料率に移行しました。

全国健康保険協会（協会けんぽ）は以下のサイトになります。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

都道府県単位保険料率（平成21年9月以降分）

北海道	8.26%	滋賀県	8.18%
青森県	8.21%	京都府	8.19%
岩手県	8.18%	大阪府	8.22%
宮城県	8.19%	兵庫県	8.20%
秋田県	8.21%	奈良県	8.21%
山形県	8.18%	和歌山県	8.21%
福島県	8.20%	鳥取県	8.20%
茨城県	8.18%	島根県	8.21%
栃木県	8.18%	岡山県	8.22%
群馬県	8.17%	広島県	8.22%
埼玉県	8.17%	山口県	8.22%
千葉県	8.17%	徳島県	8.24%
東京都	8.18%	香川県	8.23%
神奈川県	8.19%	愛媛県	8.19%
新潟県	8.18%	高知県	8.21%
富山県	8.19%	福岡県	8.24%
石川県	8.21%	佐賀県	8.25%
福井県	8.20%	長崎県	8.22%
山梨県	8.17%	熊本県	8.23%
長野県	8.15%	大分県	8.23%
岐阜県	8.19%	宮崎県	8.20%
静岡県	8.17%	鹿児島県	8.22%
愛知県	8.19%	沖縄県	8.20%
三重県	8.19%		

※40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険の保険料率（1.19%）が加わります。

☆ 東京都の保険料額表からの例

全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の方の保険料額  
（平成21年9月分（10月納付分）～）

（単位：円）

標準報酬			報酬月額		健康保険料			
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第1号被保険者に該当する場合	
等級	月額	日額			8.18%		9.37%	
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
			円以上	円未満				
1	58,000	1,930	63,000 ~	63,000	4,744.4	2,372.2	5,434.6	2,717.3
2	68,000	2,270	73,000 ~	73,000	5,562.4	2,781.2	6,371.6	3,185.8
3	78,000	2,600	83,000 ~	83,000	6,380.4	3,190.2	7,308.6	3,654.3
4	88,000	2,930	93,000 ~	93,000	7,198.4	3,599.2	8,245.6	4,122.8
5	98,000	3,270	103,000 ~	103,000	8,016.4	4,008.2	9,182.6	4,591.3
6	104,000	3,470	107,000 ~	107,000	8,507.2	4,253.6	9,744.8	4,872.4
7	110,000	3,670	111,000 ~	111,000	8,998.0	4,499.0	10,307.0	5,153.5
8	118,000	3,930	122,000 ~	122,000	9,652.4	4,826.2	11,056.6	5,528.3
9	126,000	4,200	130,000 ~	130,000	10,306.8	5,153.4	11,806.2	5,903.1
10	134,000	4,470	138,000 ~	138,000	10,961.2	5,480.6	12,556.8	6,277.9
11	142,000	4,730	146,000 ~	146,000	11,615.6	5,807.8	13,305.4	6,652.7
12	150,000	5,000	155,000 ~	155,000	12,270.0	6,135.0	14,055.0	7,027.5

## 平成 21 年 4 月からの雇用保険について

平成 21 年 3 月 31 日施行の法改正により、平成 21 年度に限り、雇用保険料率（労使折半）について、平成 21 年度に限り、1.2%から 0.8%に引き下げられます。

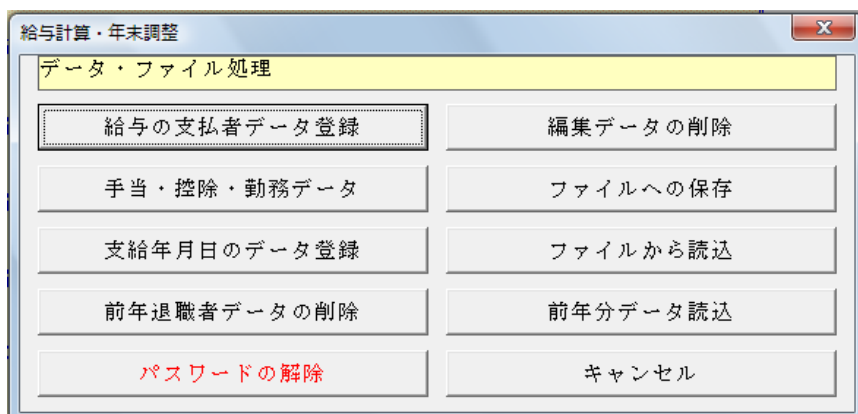
平成 21 年 4 月 1 日からの雇用保険料率は次のとおりです。

一般の事業	雇用保険料率	11/1000	労働者負担	4/1000	事業主負担	7/1000
農林水産・清酒製造業	雇用保険料率	13/1000	労働者負担	5/1000	事業主負担	8/1000
建設業	雇用保険料率	14/1000	労働者負担	5/1000	事業主負担	9/1000

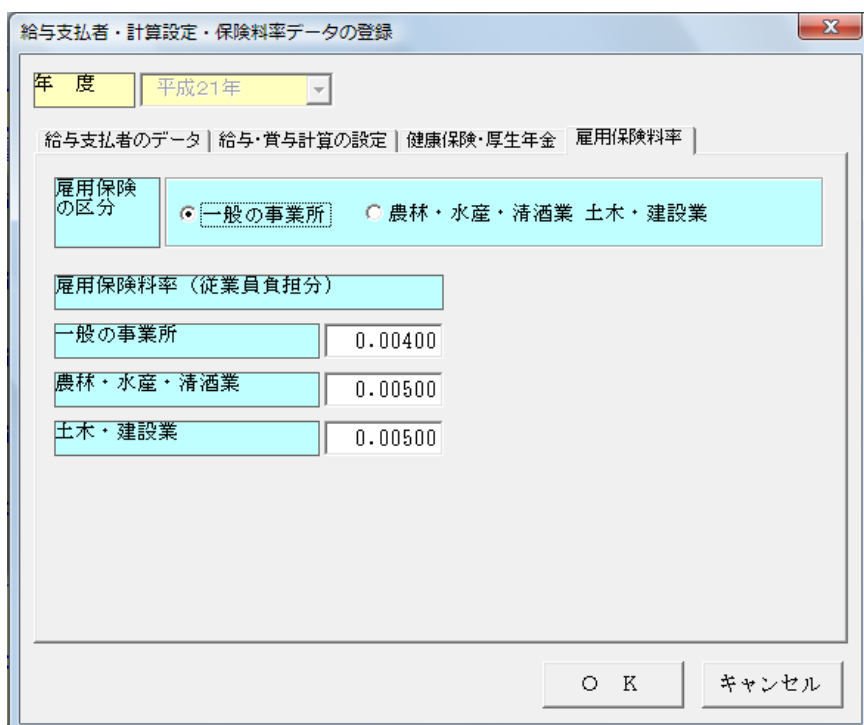
### ☆システムの修正手順☆

お手数ですが、以下の手順で給与に適用する割合を変更して下さい。

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「雇用保険料率」タブに移動して保険料率を変更します。



- 3 「一般の事業」の雇用保険料率を「0.00400」に、  
「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率を「0.00500」に  
「土木・建設業」の雇用保険料率を「0.00500」に変更して下さい。
  
- 4 「給与明細書」の「雇用保険料」ボタンをクリックすると、新しい雇用保険料率で計算します。

給与・賞与の支給明細		基本給・時給計算				社会保険・税金計算	
支払額	基本給	家族手当	手当2	手当3	手当4	手当5	手当6
	100,000						
	手当7	手当8	その他手当	課税通勤費	非課税通勤費	課税支給額	非課税支給額
					100,000		
控除額	健康保険	厚生年金	厚生基金	雇用保険料		社会保険計	課税対象額
				400		400	99,600

<ご注意>

「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

厚生労働省の「平成 21 年度の雇用保険料率」のサイトです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/pdf/08.pdf>

改正前の「給与明細書」を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算されますので注意してください。